

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月三日

広島県収用委員会

一 起業者

広島市

二 事業の種類

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三二一号比治山東雲線
三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積

| 所在 | 地番 | 地目 | | 積 | 裁決手続を 開始する土地 の地積（㎡） |
|--------------------------|-------|----|----|---------|---------------------------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| 広島市 南区 東雲本町 一丁目 | 二六五番二 | 宅地 | 宅地 | 一三三・一三三 | 一三四・六九 |
| | | | | 一三四・六九 | 一三四・六九 |

四 土地所有者の氏名及び住所

(亡) 西寅マス子相続人

持分不明 合田 郁子

広島県広島市南区東霞町六番四九号

持分不明 木村 敦子

広島県広島市南区上東雲町三一番三八号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(根抵当権者) 広島県信用組合

広島県広島市中区富士見町一番一七号

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十五年九月二十四日